

学校業務改善ワーキンググループについて

教職員給与・厚生担当

平成 26 年 6 月に「学校業務改善ワーキンググループ」を設置し、学校現場の負担軽減に向けて、校務支援 I C T の利活用の促進や効率的な校務運営・人員マネジメントのあり方等の様々な取組みを進めております。

現在、「学校業務改善ワーキンググループ」において、「校務支援 I C T 利活用の促進」、「部活動のあり方研究」、「副校長、教頭補佐、教頭補助の配置」、「学校への調査照会文書等の削減」、「夏季休業中の学校閉庁日の設定」、「小学校・中学校への音声応答装置の導入」、「スクールサポートスタッフ配置事業」、「大阪市版スクールロイヤー事業」、「教員の長時間勤務解消に向けた調査研究等業務委託」といった観点から課題解決に向けての取組みを進めております。

それぞれの取組みの内容といたしましては、「校務支援 I C T 利活用の促進」では、平成 25 年 3 月に教員一人 1 台のパソコンを配置するとともに、校務支援システムの開発と試験導入校、小学校 20 校、中学校 11 校の合計 31 校で検証を行い、平成 26 年度から全小中学校において成績処理や通知表の作成などの校務支援システムを全稼働しております。平成 27 年度には、全小・中学校で指導要録、学校日誌などの電子保存を開始させ、教職員・教頭の校務の効率化を図っております。今年度も引き続き、校務支援システム活用研究指定校、小学校 5 校、中学校 8 校の合計 13 校を選定し、各校において重点テーマを設け、調査研究を行い、取り組んだ実践事例を全校へ共有することにより、校務の I C T 化による校務の効率化及び情報化、知識・知見の共有、積極的な保護者や地域への情報発信を推進し、校務支援システムの利活用の促進と定着を図っております。

次に、「部活動のあり方研究」では、中学校における部活動の振興・充実と教員の過重負担の解消を図るため、さらには部活動のあり方を検討するため、平成 29 年度から「民間団体活用方式」、平成 30 年度からは「民間団体活用方式」に加え「部活動指導員方式」の 2 事業をモデル事業として実施しました。「民間団体活用方式」については、概ね成果が上がっていたものの、指導者のみでは学校外への引率ができないなど制度上の制約があり、また、民間団体への委託経費が高額なため、全市展開を進めるには多額の費用が必要となること課題となりました。一方、「部活動指導員方式」では、「部活動指導員」が配置されている部活動に関わる教員の部活動指導時間数をある一定期間で調査したところ、平均して配置前の約 7 割に減少しており、また、部活動指導員を学校の非常勤嘱託職員として配置していることから、より組織的な指導や対応が可能となっています。これらのことから、令和元年度については、「部活動指導員方式」に一本化して取り組むこととし、平成 30 年度の 80 人から 180 人に拡充し、更なる教員の負担軽減に取り組んで参ります。

「副校長、教頭補佐、教頭補助の配置」では、校長・教頭を補佐する体制を構築するため、

平成 25 年度から大規模校・分校・小中一貫校等に副校長を配置し、平成 27 年度から副校長配置校に準じる大規模校や、統廃合予定校・生徒指導上特に課題の大きい学校等に教頭補佐（首席）を配置しております。また、教頭の事務負担を軽減するため、新任教頭配置校等に非常勤嘱託職員を配置しております。効果検証では、時間外勤務時間数の減少等の一定の有効性が認められており、令和元年度については、副校長について平成 30 年度の 22 校から 26 校に、教頭補助については平成 30 年度の 65 校から 76 校へ拡充することとしています。

「学校への調査照会文書等の削減」では、教育委員会事務局が行う独自の調査・照会文書に重点を置き、削減に向けての取組を行っており、平成 30 年度の市教委独自の調査・照会文書発送件数については 455 件と、平成 29 年度の 949 件から 494 件の削減となっています。

「夏季休業中の学校閉庁日の設定」では、教職員の健康の保持、増進と心身の休養を図るため、毎年 8 月 15 日前後の 3 日間程度（4 日以上も可）を学校閉庁日に設定し、夏季特別休暇や年次休暇、休日の振替等の取得を促進する旨、各校園長に通知しております。

「小学校・中学校への音声応答装置の導入」では、業務時間外の電話対応について、平成 30 年 5 月 1 日から音声ガイダンスによる対応を実施しております。ガイダンスの設定時間は、小学校では平日の午後 6 時から午前 8 時まで及び土曜日・日曜日・祝日、中学校では、平日の午後 6 時 30 分から午前 8 時まで及び土曜日・日曜日・祝日、としております。

「スクールサポートスタッフ配置事業」では、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフを小中学校に配置し、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。令和元年度については、小学校 50 校、中学校 20 校への配置を予定しています。

「大阪市版スクールロイヤー事業」では、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動や保護者対応等に関し、弁護士による法律相談や、直接対応、研修等を実施することで、トラブルの未然防止と早期解決を図ります。

「教員の長時間勤務解消に向けた調査研究等業務委託」では、民間事業者のノウハウを活用し、専門的な見地から勤務時間管理を含めた実効性のある業務改善策を策定・実施し、教員の勤務時間の短縮を図ること目的として、業務委託を実施し、平成 31 年 3 月にコンサルタント会社より、「平成 30 年度 教員の長時間勤務の解消に向けた調査研究等業務委託最終報告書」（以下「最終報告書」という。）が提出されました。

これまで、教育委員会事務局に学校業務改善ワーキンググループを設置し、学校園現場の負担軽減に向けて様々な取組を進めてきたところではありますが、このたび、中教審答申や最終報告書で示された長時間勤務の要因及びその解消に向けた取組の方向性も踏まえ、教員の長時間勤務の解消に向けた方針として、令和元年 12 月 10 日開催の教育委員会会議におきまして「学校園における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

今後、教育委員会と学校園でプランにおいて示した取組を着実に進め、教員の長時間勤務を解消することを通じて、教員の皆さんが子どもたちの前で健康で生き生きと働くことが

でき、子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保することができるよう目指して参ります。